

各 位

会 社 名：株式会社りそなホールディングス  
 コード番号：8308 (東証・大証 各市場第 1 部)

## りそな銀行の「管理会計上の勘定分離」の終結について

当社子会社である株式会社りそな銀行(代表執行役社長 野村 正朗)が金融再生プログラム等に基づき実施した『管理会計上の勘定分離(以下「勘定分離」)』につきましては、当初の目的等が略達成されたものと判断し、勘定分離開始時点に定めた目標通り、集中再生期間終了日(平成 17 年 3 月 31 日)をもって終結しますので、お知らせいたします。

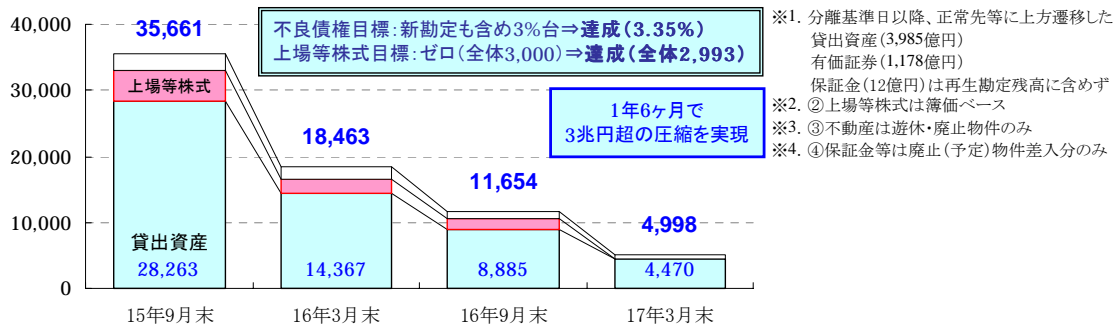
記

### I. 勘定分離の成果等について

#### 1. 勘定分離の実施状況

##### (1) 再生勘定の状況

- リスク要因の最小化を早急に図るべく的確な管理処分に努めた結果、平成 15 年 9 月末の勘定分離基準日残高の 3 兆 5,661 億円に対して、1 年 6 ヶ月が経過した平成 17 年 3 月末の残高は 4,998 億円となり、勘定分離基準日から 3 兆円を超える圧縮を実現いたしました



(単位:億円)	15年9月末	16年3月末	17年3月末	15年9月末比
不良債権等の資産	29,436	15,335	4,485	▲24,951
継続保有の意志が無い資産	5,918	2,822	223	▲5,694
標準的手法に基づく評価損益	306	305	290	▲16
再生勘定全体	35,661	18,463	4,998	▲30,662
①うち貸出資産	28,263	14,367	4,470	▲23,792
②うち上場等株式	4,748	2,183	—	▲4,748
③うち不動産(遊休等)	340	59	11	▲328
④うち保証金等(廃止等)	270	74	26	▲244
⑤うち会員権	20	14	7	▲12

##### (2) 新勘定の状況

- 集中再生期間終了後の『リストラから営業力の強化』へ繋がる収益基盤の構築を図りつつ、適正な収益の確保に努めた結果、修正コア業務純益については平成 15 年度下期:706 億円から平成 16 年度下期:1,072 億円へと大幅な増益を実現いたしました

(単位:億円)	15年度下期	16年度上期	16年度下期
実勢業務純益(a)	713	1,273	1,142
実勢業務純益ROA(b)	0.51%	0.94%	0.83%
修正コア業務純益(c)	706	1,037	1,072

(a) 一般貸倒引当金繰入前、信託勘定不良債権処理前の業務純益  
 (b) 分母は新勘定の総資産平残  
 (c) 実勢業務純益より債券関係損益及び子会社配当を控除した額

## 2. 勘定分離の成果

- ・ 貸出資産の不良債権及び政策投資株式等の多額の資産を再生勘定へ分離した事で、最小化すべきリスク要因が明確に区分されました
- ・ この明確に区分した事が、3兆円を超える再生勘定の圧縮を1年6ヶ月という短期間で成し遂げる事ができた主たる要因と認識しております
- ・ また、平成16年度からスタートした地域運営の枠組みの中で、地域・営業店に対する収益責任を新勘定に限定した運営を実施して参りました
- ・ この勘定分離を踏まえた地域運営を開始した事が、営業現場の収益マインドを醸成し、住宅ローン実行額が過去最高に達する等、営業力の強化に着実に繋がっているものと認識しております

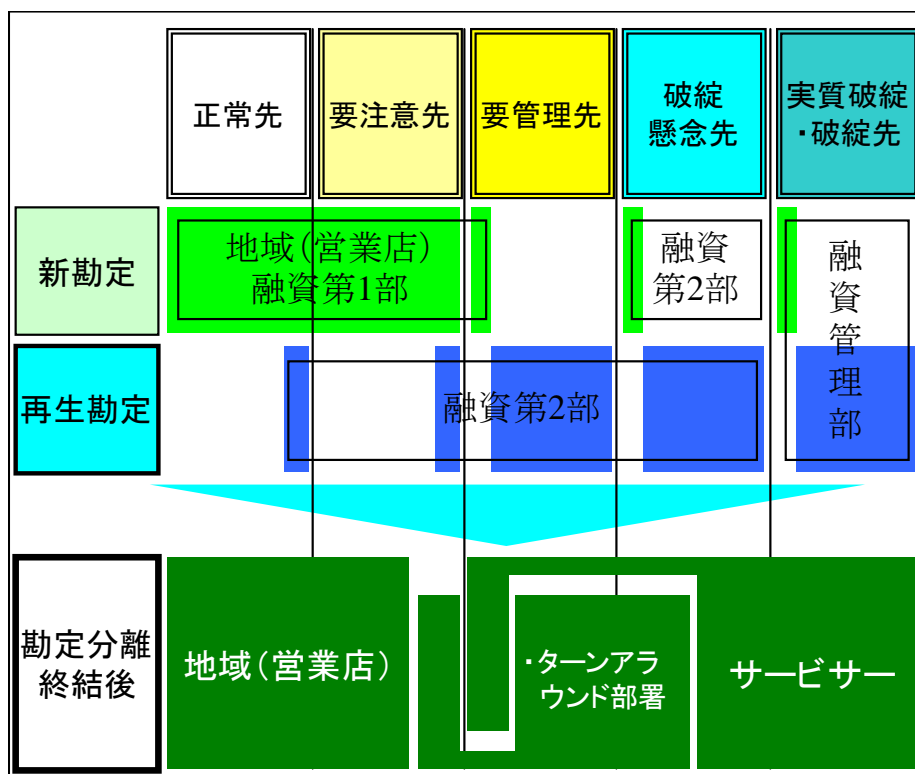
## II. 勘定分離の終結について

- 勘定分離につきましては、以下の理由から、勘定分離開始時点に定めた目標通り、集中再生期間終了日(平成17年3月31日)をもって終結いたします
  - ・ “りそなの再生”を図る事を目的とした「勘定分離」については、再生勘定の残高圧縮及び新勘定の収益状況に鑑みますと、当初の目的が略達成され、且つ勘定分離に係る新経営陣の責任は概ね果たされたと判断される事
  - ・ 加えて、勘定分離の成果等を勘案しますと、“りそなの再生”に向けて掲げた「持続的な黒字経営への体質転換」についても実現されたと判断される事
- ※ 尚、経営陣の果たすべき責任は、最終的には新勘定を含めた銀行全体での目標達成であり、今後こうした責任が、より鮮明になっていくものと認識しております

## III. 今後の審査管理体制等について

- 特別支援を受ける原因となった不良債権等の管理体制につきましては、勘定分離の終結を機に見直し、『管理会計上の勘定分離』により培ったノウハウ等を発展させ、健全性の維持・向上に資する新たな審査管理体制等を構築して参ります
  - ・ 不良債権の直轄管理体制の導入、サービサーへの業務委託等の迅速な再生支援・処理を行う体制が整備され、相当の成果を上げました
  - ・ その成果を踏まえ、分別管理の考え方を更に発展・拡大させ、「既存の不良債権の迅速な処理」と「新たな不良債権発生の防止」の双方を実現し、健全性の維持・向上に資する新たな審査管理体制を構築して参ります
  - ・ 平成17年7月に組織改正を予定しているため、具体的な内容等は改めてお知らせいたしますが、現状検討している審査管理体制は以下の通りであります
    - オンバランスでの企業再生に重点を置いた審査管理体制への移行を検討
      - ⇒ 企業再生に係る機能を強化・一元化し、ターンアラウンド部署を新設
      - ⇒ サービサーの企業再生機能を強化、業務委託の範囲も拡大
    - 更に新たな不良債権発生の防止に資する組織体制の構築、審査管理業務の合理化・効率化等、広範に渡り見直しを進めて参ります
- ※ 現状検討している審査管理体制のイメージについては次頁に記載しております

【再生勘定の不良債権等を引き継ぐ新たな審査管理体制】



以上